

1152

保存期限	決裁指定	大臣	決行指定
------	------	----	------

大官房	主務局	課
了結	領受	出提
昭和 年	昭和 年	昭和 年
一月 二日	十月 二日	十月 二日

(決行)後
覽同

局長

帶

連

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

大臣



局長

次官

政務次官



高級副官

參事官



主務副官

書記官



主務課員

筆記者

件名

新事態ニ伴フ恩賞處理方針ニ関スル件

番號

一三三三五

起元應(課名)

恩賞課

政務次官

決裁前

連帶

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

功績調査部

1153

新事態ニ伴フ恩賞處理方針ニ関シ別
紙ノ如ク定メ度
右決裁ヲ乞フ

昭和六年三月二十六日

秘

新事態ニ伴フ恩賞處理方針

一 行賞關係

1. 支那事變行賞ハ第一次行賞ヲ以テ打切リ、昭和十五年四月二十九日以後ノモノハ大東亞戰役行賞ニ包括ス

2. 死歿者行賞ハ昭和十六年十二月七日以前ノモノハ從來ノ支那事變行賞ニ依リ、同月八日以後ノモノハ凡テ大東亞戰役行賞ト

シテ詮議ス

3. 特ニ優賞スヘキ者ニ即賞ノ途ヲ講ス

二 恩給關係

1. 米、英トノ交戦陸海兩面區域ハ戦地戦務加算地域トス

2. 支那事變地加算ハ不取敢現狀ノ儘トスルモ更ニ新ナル事態發

生等ノ場合要スレハ戦地戦務加算ニ更改ス

3. 満洲加算ハ現状ノ儘トシ満洲ニ新事態ノ波及スルニ伴ヒ加算
ヲ更改ス

4. 帝國內

防衛部隊及戦時警備部隊ハ昭和十六年十二月八日より内國戦務
加算ヲ附ス

戒嚴ヲ施行セラルル場合ハ其ノ時期ヨリ戒嚴部隊ニ内國戒嚴加
算ヲ附ス

戦争状態帝國內ニ波及セラルル場合ハ其ノ状態ニ應ジ地域期間
等ヲ指定シ適宜ノ加算ヲ見返リ附與ス

三. 死傷者特別賜金關係

1. 満洲ヲ除ク全地域一支部事變地及帝國內ヲ含ムニ昭和十六

子從
才
一
月

年十二月八日以後支那支事費特別賜金ニ準スル一元的特別賜金規

程ヲ設定ス

2. 滿洲ニ於ケル臨時特別賜金規程ハ當分現行通りトシ將來滿洲

ニ新事態波及ノ時期ニ於テ前規程ヲ適用ス

支那支事費ハ
臨時特別賜金
ニ準スル一元的
特別賜金規程
ニ適用ス